

事業者 各位

(公社) 京都労働基準協会 丹後支部

低圧電気の取扱業務に係る特別教育 (開閉器の操作業務限定) の開催について

労働安全衛生法では、労働者の安全と健康の確保を図るため、一定の危険有害業務に係る特別教育の制度を定めています。

この特別教育の対象業務には、以下の業務が含まれます。

1. 配電盤室・変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうちで充電部分が露出している開閉器の操作の業務
2. 低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務

これらの業務に労働者を就業させるときは、事業者は当該業務に係る特別の教育を行わなければならないと定められています。

このたび、上記 1 について下記のとおり特別教育を実施します。つきましては、この機会にぜひ受講くださいますようご案内申し上げます。

記

- 1 対 象 業 務 上記 1 の「配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうちで充電部分が露出している開閉器の操作の業務」
※直流・750 ボルト以下、交流・600 ボルト以下の低圧電気
- 2 講 習 日 時 令和 8 年 11 月 30 日(月)午前 9 時～午後 6 時 30 分頃 ※受付午前 8 時 45 分～
- 3 講 習 会 場 野田川わーくぱる 2 階 視聴覚室 (与謝野町四辻 1 6 1) 敷地内全面禁煙 
- 4 講 習 科 目 【学科】 (1) 低圧の電気に関する基礎知識
(2) 低圧の電気設備に関する基礎知識
(3) 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識
(4) 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法
(5) 関係法令
【実技】 (1) 低圧開閉器の操作 [1 時間]
- 5 修了証の交付 所定の科目および時間を受講された方には修了証を交付します。
- 6 受 講 料 等 受講料【会 員】11,000 円 (税込)
【非会員】13,200 円 (税込)
テキスト代 770 円 (税込)
※受講料等の振込後は返金致しかねますので、あらかじめご了承ください。

- 7 定 員 24 名（下記の特別教育の合計）
- ・低圧電気の取扱業務に係る特別教育（開閉器の操作業務限定）
 - ・低圧電気の取扱業務に係る特別教育（開閉器の操作業務・充電電路の敷設・修理業務）
- ※各コースの人数は申込状況に応じて調整いたします。
- 8 申 込 方 法 【WEB 予約】（丹後支部：<https://www.kyoukiren.or.jp/tango/tango.htm>）
京都労働基準協会丹後支部ホームページ「WEB 予約」からお願いします。
ご不明点等ございましたら丹後支部までお問い合わせください。
- 【WEB 予約以外の方】
京都労働基準協会丹後支部ホームページから申込書を印刷し、受講申込書と必要書類を予約開始日以降に支部に到着するよう、郵送してください。
申込書到着時に定員に達している場合は、受付終了となり受領できません。
※事務所で申込書受領、FAX 受付は致しません。
- 9 受 付 期 間 令和 8 年 9 月 30 日(水)午前 10 時～令和 8 年 11 月 13 日(金)午後 12 時まで
- 10 申 込 ・ 問 合 せ 先 〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 868（織物センター内）
（公社）京都労働基準協会 丹後支部（担当：伊達 不在の場合もあります。）
TEL：0772-62-5495 FAX：0772-62-5509
- 11 そ の 他
- ・可能でしたら、受講者ご本人に連絡の取れる電話番号を申込書にご記入ください。
 - ・申込書記入ミス、入力ミスによる修了証再発行は 1 枚 1,650 円頂きます。
 - ・WEB 予約された方はマイページあるメニューボタンから受講票、請求書、領収書を忘れずに発行してください。請求書、領収書の発行は 1 回限りです。
 - ・受講料等は講習日の 10 営業日前までにご入金をお願いいたします。